

訴追請求状

平成 30 年 4 月 27 日

裁判官訴追委員会御中

〒 [住所] [氏名] [電話番号]

下記の裁判官について、弾劾による罷免の事由があることが明かなので、罷免の訴追を求める。

記

1 罷免の訴追を求める裁判官

東京高等裁判所
裁判長裁判官 中西 茂
裁判官 原 道子
裁判官 鈴木 昭洋

以上 3 名

2 該当裁判官が担当した該当事件の表示

東京高等裁判所 平成 29 年（ラ）第 [] 号子の監護者の指定及び面会交流審判及び子の引渡し申立却下審判に対する抗告事件

抗告人兼相手方 []

相手方兼抗告人 []
同手続き代理人弁護士 森 公任
同 森元 みのり
同 鈴木 信作
同 内野 翠

決定日 平成 29 年 9 月 14 日

以下、本書面においては、[] を父親又は夫、[] 氏を母親又は妻とし、罷免の訴追を求める裁判官を該当裁判官らとして表記する。

【添付書類】

- 該当事件の決定書 但し、赤線赤枠内は訴追請求人が追記したコメントである。
- 不動産賃貸契約書 事件の概要が事実誤認である証拠
- 申込書及び証拠説明書 該当判事らが意図的に事実ねつ造した証拠
- 報告書 当該事件母親側代理人らの脱法行為の常習性が窺える彼らのホームページの内容についての報告書
- 論文集 日本弁護士連合会が、連れ去り引き離しが本来違法であるが、裁判所実務の運用において有利に取り扱われていると自認していること。拉致司法と呼ばれる裁判官らの非行が存在している証拠。
- 拉致司法により引き裂かれた家族の写真

3 訴追請求の理由

該当裁判官らは以下の理由で、弾劾法2条1項及び2項に該当する。

1. 事実の捏造
2. 監護者指定及び引き渡し請求抗告の審理放棄、違法性阻却判断の明らかな不備
3. 性差別、人種差別

以上の事実から、求められる職務を遂行しているとは言えず、犯罪を優遇増長させているに過ぎず、当然に弾劾による罷免請求されるべきと判断し下記の通り説明いたします。

該当事件は所謂、偽計を用いた子の連れ去りとその後の父子断絶により離婚を有利に進めようとする事件である。この問題が明かに日本国内に存在していることについては、添付書類「日弁連60周年論集(抜粋)」を確認いただきたい。

本事件の母親側代理人らのホームページの集客文句から、連れ去り断絶、DV支援措置の不当目的利用などの脱法手口の様子が良く表されているので添付の事例研究を確認いただきたい。

対象となる事件は、監護者指定と子の引渡し請求と面会交流が係属した事件である。父親は、原審の事実誤認の是正と奪取前の居所への子の返還、共同養育を求め抗告した。母親側は、引き離れた親と子どもが月に2回6時間も会えることは理由の不備であるとし、数十年前の家庭裁判所支部の資料を理由の根拠に、完全断絶または監視付月に1回1時間が日本の相場であると主張し抗告した。

該当判事らは、月に2回6時間も会えることは確かに理由の不備であるとし、学術的根拠なく、月に1回3時間が子の福祉であると変更させた。また、判断の理由の説明無く、監視制限付きで無ければ引き裂かれた親子が再会出来無い様に変更をさせた。

該当判事らは、原審の事実誤認の抗告理由である子の監護の実態には一切触れずに、証拠を伴い反論された主張も無視して事実ねつ造し、監護者指定と引き渡し請求を棄却し、連れ去りとその後の親子分離の強要の違法性を阻却した。

判断の前提となる事件の概要の記述は以下の通りである。

「相手方も縷々主張するが、それらは、所有している建物の新たな賃貸借人が見つからない状況のなかで、賃料収入により生計を維持することを前提に長男を月曜日の迎えから金曜日の送りまで監護すると言った共同監護計画や別紙平成 29 年 5 月 26 日付相手方作成の「主張書面」と題する書面 1 頁記載の内容のものなどであり、いずれも現実味に欠けた主張と言わざるを得ないものであって、長男の福祉を中心に考慮した主張とは言い難いことから採用できない。

第三者機関による付き添い型援助、連絡調整型援助及び受け渡し型援助を利用する費用」

これが裁判官の独立性の職権を逸脱した非行である事を以下の通り説明する。

● **立証の不備に因る事実誤認では無く、意図的な事実ねつ造であること。**

該当裁判官らは、父親の複数ある収入源の一つである不動産運用の収入増に繋がる貸し先変更に伴い当然に発生する僅かな空白期間を、今後も収入の見通しが無いことが明かさと事実認定をし、判断の根拠としたが、該当裁判官らが指摘する父親の運用物件は、既に平成 29 年 7 月 12 日に契約締結済みである。(添付書類：不動産賃貸契約書参照) その契約の申込があったことは平成 29 年 5 月 26 日に書証提出している(添付書類：申込書及び証拠説明書参照) 該当となる決定は、平成 29 年 9 月 14 日である。

仮にこの事実ねつ造が、ねつ造で無かったとしたら、専業主婦は、いつ子どもが拉致され分離強要されても容認されてしまう脆弱な親子関係であることになる。拉致常習が疑われる母親側弁護士らのホームページの記載と一致した運用である。家計を負担している父親をヒモであると冒瀆すれば拉致は合法となる。

● **結論を先に決めた「コピペ」判決である事。**

子の連れ去り事件では何故、事実ねつ造が起きるのかの考察において、刑事事件のように双方の主張の食い違いから真実を見出そうとする運用がされておらず、結果を先に決め、それに適う証拠の恣意的抽出(つまみ食い)が行われており、個別適正では無く裁判官の手抜きによる時短利益のための“コピペ判決“(他の判決文の複写貼り付け)と呼ばれる事務作業が行われているのだろうと耳にすることが多い。

東京高裁で、担当裁判官が審理に加わらず“めくら印“をしていることが、単なる風評では無いことは、先月 30 日に、東京高裁の判決資格ない裁判官が署名をしていたとされる報道により明らかにされた。

該当決定書にもコピペ判決らしい特徴が現れている。

「長男の福祉を中心に考慮した主張とは言い難いことから採用できない。

第三者機関による付き添い型援助、連絡調整型援助及び受け渡し型援助を利用する費用」 ←これで事実の概要の判断の文章が終わっている。

この記載部分の第三者～費用」までは前後に全くつながりの無い文章の断片であり、コピペ判決文作成が行われている事を自明している。

一人の作成者の記載ミスであったとしても、作成者だけでは無く、残り二人も気づかないことから、読まずに“めくら印“が押されていることも自明している。

子が拉致され父子分離強要されるという深刻な問題において、厳格な違法性阻却審理無く極めて雑に処理されていることが明かである。

● **中立公正な手続きでは無く、引き離された親を負けさせる為の手続きであること。**

該当事件の原審の担当裁判官は、監護者指定の調停不成立審判移行にあたり争点を明示した。双方が相手の精神的病理を主張しているため、健常である立証を、双方に求めた。父親は、速やかに日本司法精神医学会の評議員でもあり世界的精神医学会の権威である専門医から精神が健常である診断書を提出し、更にメンタルクリニックでの健康診断において健康体である診断書を提出した。しかし、母親は自身の陳述しか提出できずに父親を診断した医師を誹謗することしかできなかった。子を単独監護している母親が、精神科医の診断書を出せずにいる件について、子の安全の為にも、中立公平な手続きの為にも、健常であるかどうかに関わらず提出させるべきであることを父親は抗告において該当裁判官らに上申した。連れ去りによる児童の被害を多く見てきた臨床心理士からも、児童への悪影響を心配して意見書だけでは無く、期日を開き、参考人として証言の機会を与えられるよう上申があった。しかし、該当裁判官らは、それらの上申書を無視し、期日を開くことも怠り、子の連れ去り案件の審理において極めて重要なこの事実を、決定書の事件の概要にも一切記載せず何ら審理に影響させなかった。

双方に提出を求めた物を、一方のみしか提出できない事実を何ら争点にしなかったことから、当初から子を連れ去られた親にのみ不利な結果を期待していたことが明かである。到底、中立公正な手続きを行っているとは言えず、職務の義務に著しく違反し、また、裁判官としての威信を著しく失う非行である。

● **父親の職業蔑視で拉致断絶の違法性を阻却し監護権剥奪する性差別であること。**

該当裁判官らは、事件の概要を、もっぱら父親の収入や過去の職歴の蔑視に終始させている。不法な父子断絶の強要には全く触れようとしめない。

「毎月連れ去りを何件も行う。父親の経済力はヒモとみられて不利に判断される」と公言している母親側代理人のホームページの解説に沿う見透かされた実務の運用である。原審で「継続的に会社に勤務をしていた」と記されていた事実の概要を「概ね継続的に稼働をしていた」とわざわざ表記し直している。当然必要があるから「概ね」を加えたのであろうが、父親が転職の間の空白は婚姻同居期間中15年間にたった2か月である。その間も含め一方的に家計を負担し続けて居たのでヒモでは無い。大手ファンドの投資先の倒産回避とM&Aなど会社の売却が前提のミッションの経営委任を含む父親の職歴を「転職を重ね」と表記したり、「自ら会社を設立したこともあったが」などとだらしない自営業者のような印象を持たせる記述であるが、提出資料に記載された職務経歴にある株式会社設立に携わったものには、出版大手■■■■の子会社社長をした一社だけである。決定書の事件の概要で意図的に導き出そうとしている人物像とは異なる。

母親の転職歴やうつ病時の無職期間には全く触れていないことから、手続きにおいて明らかな性差別を堂々としていることになり、個人の尊厳と両性の本質的平等を定めた憲法24条に違反する職務執行を行っていることが明かであり、職務上の義務に著しく違反している。

婚費の支払いが、初回に3日遅れたこと、父親の親族が立替支払いしたことを問題視しているが、婚費は該当不動産が運用できている前提の計算根拠となっているので一貫性が無い。そもそも日本国内で離婚弁護士らによる拉致が横行している状況で常習犯に金銭を振り込まれることが、人としての尊厳を奪っている精神的暴力行為であるという認識が欠如している。親族の立替払いは速やかに返済され、親族が少しでも事件解決に参加したい趣旨であったことも証拠提出し説明したが、皮肉にも引き離された親族の気持ちは踏みにじられ悪用され分離強要に繋がる事になった。

空きが出て収入が減っているという認識でいることは、請求の不存在を認識している筈である。また、婚費請求は、生活扶助義務と養育費で構成されるべきであるが、母親は殆ど全ての身の回り品を置き去りにし、長男の為に買い揃えたあらゆるものを無駄にさせ、常備薬も診察券もおくすり手帳も母子手帳も持ち出さなかった。しかし、長男名義の預金も含め家庭の託されている預金は全て持ち去り隠蔽している。そのことは書証提出したので把握している筈である。

母親側弁護士らは払っても居ないものを払っていると虚偽主張を加え、婚費の増額を試みる詐欺行為も加えている。

母親側代理人らは経済的DVなどと主張したが、水光熱費、通信費、住宅管理費など生活の主たる経費は父親の口座引き落としであり、食品日用品の買い物が父親のクレジットカードで行われている証拠も提出されている。更に余剰資金は母親に託されている。生活扶助でも養育目的でも無く、母親側弁護士らの成功報酬の為のものであることは明らかになっている筈である。

婚費支払いが初回に土日を含む3日遅れたことを問題視し該当判事らに同調させることに成功した母親側弁護士らは、面会交流債務名義確定後も、履行させることなく、本人同士の協議を妨害しながら、完全断絶を何か月も強要し続けたが、それを問題視する裁判官など現れないことから、日本の司法で差別が堂々で行われていることが明かである。

同民事部同統括判事らは、同年2月に、父親による連れ去り後の監護の継続を認めない決定をした。連れ去りの違法性については認識しており、性差別を行っていることは明らかである。

- **日本人には共同養育など、できもしないという人種差別を行っていること。**

父親は息子を連れ去られるまで、主たる監護者でありながら、育児だけでなく、家事も主体で行い且つ生計も担っていた。子を連れ去られ断絶されてからは、子育て支援員として、息子と同じ歳の男の子達を中心に育児支援を行い、息子と同じ歳の男の子の成長変化に精通しながら、育児能力を維持している。また、高葛藤な実効支配親の悪影響

を受けている子ども達への対応力を培うべく面会交流支援員もしている。これらの活動記録は書証提出し、当然、該当判事らは把握している。

それにも関わらず該当判事らは、従前の生活での監護の分量である共同養育について、「現実味に欠けた主張と言わざるを得ないものであって、長男の福祉を中心に考慮した主張とは言い難い」と記し共同養育の考えを表明することこそ子の福祉に適わないとしている。現実的では無いという考えは、身勝手な実効支配親に監護権を与える前提からきている。分離強要という親権濫用を認めるから共同養育の現実味が湧かないのである。2 か月前に、同民事部同統括判事らは、カナダ籍の家族の離婚後共同養育は子の福祉に適うと判断したことから、人種差別である事も明らかである。

● 事実確認の審理放棄による独立権の濫用であること。

子どもの連れ去り案件において、主たる監護者であれば、相手との協議合意無く連れ去って居所秘匿して構わないという未成年者の両親を生涯高葛藤にさせる運用が日本で定着していることも批難されるべきことであるが、連れ去られた親が主たる監護者であったと主張している場合には、当然に事実確認の審理が厳格に行われる必要がある事は明らかである。

父親が、連れ去られる前の主たる監護者であったこと、産後直ぐに共同養育であったことを証拠を伴い原審の事実誤認を指摘したが、該当裁判官らは、審理を怠り争点にしなかった。

子どもがパパもママもどちらも好きである証拠として、長男がパパとママに交互に駆け寄り続けて笑顔で遊ぶ様子の提出済み資料動画を確認して欲しいと最終主張書面で嘆願した。母親側弁護士らは、父子の愛着関係を否定し冒瀆する書面に終始したが、提出した動画には撮影者である母親が「仲良し親子」と呟きながら撮影している事も確認できる。母子交流調査時の調査官報告では「未成年者は父親に会いたがっている。」と報告されたが、幼い児童の精一杯の意見表明を該当判事らは無視した。

該当判事らは、児童の気持ちを無視した上で共同養育を考える親が子の福祉に適わず、協議合意無く単独独占監護をする親が子の福祉に適うと判断した。

該当判事らは、子どもが未だ幼いので6時間も会うことは子どもの負担になると判断した。しかし、提出されている動画資料には、父親の胸で眠りに落ちていく長男の様子が映っており、同居時に父親と二人だけでお出かけしたり、母親の外泊など父子だけで過ごしている事が確認できる証拠がいくつも提出されている。

子の福祉を全く理解できない者達が意図的に証拠の評価を怠り家事事件に携わっていることが明かである。このような者達こそが子の福祉に適わない事が明かである。

引き裂かれる数か月前の家族の写真を一点だけ添付する。父親に抱きかかえられている長男の表情、母親が手にしているメッセージボードの内容を確認頂きたい。該当判事らには、到底理解できない子どもの望む家族の絆である。

「I♡MAM&DAD」(僕はママもパパも大好き)

● 法的救済手続きの利用を絶望視させる拉致司法への泣き寝入りの強要である事。

該当裁判官らは、決定書の事件の概要の「誘拐であるとして」の次に「強い抗議を続けており」を加えさせている。誘拐だと被害者が被害様態を口に出すことを異常視しているかのような追記である。

離婚訴訟原審では、本人尋問が行われた上で離婚事由が無いと判断された。しかし、離婚訴訟控訴審では、本決定書が悪用され、監護者指定で監護権を失うような親が子どもを誘拐されたと刑事告訴をしていたことから婚姻破綻を招いたとして離婚請求を認め父親から親権を剥奪した。

連れ去り時には離婚事由は無かったのに、法手続きに親子の絆の救済を求めた事に因り、皮肉にも親子は引き裂かれることが確定した。

新たな証拠も本人尋問も和解提案も無く、初回期日で終結を宣言し、原審をひっくり返した同高裁離婚訴訟控訴審では、母親側弁護士らは、父親が罷免訴追委員会に拉致幫助裁判官らの罷免を求める請願署名を行っていることを証拠提出した。

このことは離婚訴訟の法理とは何ら関係が無い。癒着弁護士の腰巾着ぶりのアピールに過ぎない。

拉致司法と揶揄される手続きに泣き寝入りしないとどうなるかを見せしめにされる運用がある事を示したと解釈できる。

市民の公的意見表明に対する権力の脅しであり人権の弾圧に他ならない。

また、弁護士らと裁判官らが、裁判官罷免訴追委員会が形骸化しており機能することがないと判断していると解釈できる。

このような状況は、もはや法治国家とは言えず、民主主義でも無い。

よって該当判事らが現在の職務及び家事事件に今後携うことは相応しくないことが明らかであるから、弾劾による罷免請求をさせていただきます。

- 最後に

一連の手続きで、母親側弁護士らの作話に疑問を感じたのは、本人尋問にて母親と接点があった離婚訴訟原審だけである。他の手続きでは、母親本人には会わず、「母親の連れ去り勝率 100%」を公言する弁護士らのマニュアル的な手口に沿って、結果の決まっている書面ゲームが行われただけである。

父親は、裁判官経験のある弁護士に何故、日本の拉致司法と呼ばれる運用が起きているのか意見を求めたところ次のような回答があった。

「連れ去り案件で事実誤認はよくある事だけれども、特別抗告も許可抗告も必ず棄却される。再審請求も必ず棄却される。それにより泥で固まったような事実誤認がコンクリートで固められた強固な事実誤認にされるので、やるべきでは無い。100 件を超える案件を担当させられ溜まり過ぎると恥ずかしいから雑に処理をしているという動機は考えられると思う。裁判所や弁護士では無く、やくざに正義を求めた方が救済されるのかという例え話は貴方以外からも聞かされている。」とのことであった。法治が機能していないのである。親子分離の強要という被害者が引き下がる筈が無い係争が増やされ続けて居る事に気付くべきである。

今年 2 月には、EU 各国連名で、外務大臣では無く法務大臣宛てに、書簡が提出された。イタリア大使館は、この書簡の件を「未成年者の略取」としてプレスリリースをした。今月は既に 2 回、アメリカ議会で、子の略取後の従前の居所への不返還を容認する日本へ、制裁検討のためのミーティングがあった。国際的に日本が拉致司法であると事実認定をされている。

事実をねつ造し、性差別を行い、果たすべき審理を放棄し、泣き寝入りしない被害者を貶め、法手続きによる救済を絶望に陥れ、自力救済社会を促すことになっている。国家の根幹を揺るがす行為を裁判官らが行っているのである。

本書面において拉致司法という言葉を使用しましたが、そのような運用をせず法と正義を守る裁判官も一部には存在していると信じている事を付言し、新たな立法活動では無く、個別の裁判官について、罷免訴追の必要性がある事をお伝えいたします。

「義を見てせざるは勇無きなり」

罷免訴追委員会の委員の皆様、弾劾裁判所裁判員の皆様には、裁判官の非行の被害を食い止める為に、無き添えにされる児童達の為に、日本の未来の為に、信念と勇気を持って、ご審議いただきたくお願い申し上げます。

以上